制定日：令和８年 10 月１日
株式会社フェイス

採用応募者・求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止方針

当法人は、すべての人が個人として尊重され、差別やハラスメントを受けることなく、安心して就職活動や実習等に臨める環境を確保することを社会的責務と認識しています。
雇用関係にある労働者のみならず、採用選考に応募した求職者、インターンシップ実習生、ボランティア等（以下「求職者等」といいます）に対するセクシュアルハラスメント等の人権侵害行為を断じて許容しません。
男女雇用機会均等法および厚生労働省の指針に基づき、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを未然に防止し、健全かつ公正な採用活動等を徹底するため、本方針を定めます。

第１条（目的と基本姿勢）

1. 本方針は、採用活動、会社説明会、面接、実習、内定後のフォロー等を含むあらゆる場面において、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの発生を防止することを目的とします。
2. 当法人の役員、正職員、契約職員、パート・アルバイト等、職務に従事するすべての者（以下「役職員等」といいます）は、採用選考および実習指導等の立場上の優位性を利用した不適切な言動を決して行ってはなりません。

第２条（適用対象者）

本方針における「求職者等」とは、以下に掲げる者をいいます。

（1）当法人の採用選考に応募した者、または応募を検討している求職者（新卒・中途を問わない）
（2）採用内定者および入社承諾者
（3）インターンシップ、職場見学等に参加する学生・生徒・教育機関関係者
（4）ボランティア活動への参加者および体験希望者

第３条（求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義）

採用選考、会社説明会、面談、懇親の場、実習指導等において行われる性的な言動であり、求職者等に不快感や不利益を与え、または就職活動・実習等を行う環境を著しく悪化させる行為。
なお、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティに関わらず、すべての性別間における行

為が対象となります。

第 4 条（禁止される具体的行為）

役職員等は、対面・オンライン・電話・メール・SNS 等を問わず、以下の行為を行ってはなりません。

行為区分	具体的な言動・態様の例
①性的な関心や私生活に関する質問	・面接や選考の場で、交際相手の有無、婚姻予定、子どもの希望、性体験等について質問すること ・スリーサイズや体型、容姿、服装について評価や性的なコメントをすること ・応募書類や職務遂行能力と無関係な性的・私的なプライバシーを詮索すること
②私的な誘い・接触の強要	・業務や選考上の必要性がないにもかかわらず、個人的な食事・飲酒・ドライブ等に誘うこと ・「内定を出すから」「選考を有利にするから」と引き換えに私的な交際や接触を迫ること（対価型） ・断られたことに対して不利益な取り扱いをほのめかすこと
③不適切な身体的接触	・不要に身体（手、肩、腰、髪等）に触れる、または触らせること ・密室や個室において至近距離に座る、抱きつく、進路をふさぐ等の身体的威圧を与えること
④私的連絡先の取得・SNS 等での不適切行為	・個人の LINE、SNS アカウント、私用携帯番号等の交換を強要すること ・選考や業務の連絡手段を逸脱して、深夜や休日に個人的なメッセージや電話を送受信すること ・求職者等の写真や個人情報を無断で撮影・保存・共有すること

第 5 条（選考における防止措置）

当法人は、ハラスメントが誘発されやすい環境を排除するため、以下の運用基準を徹底します。

1. 【複数名による選考の原則】
 面接や面談は、原則として 2 名以上の選考担当者で実施します。やむを得ず 1 対 1 となる場合は、ドアを開放します。
2. 【公式連絡手段の限定】
 求職者等との連絡は、法人公認の公式メールアドレスまたは採用管理システム等のみを使

用し、担当者個人の私用携帯や私用 SNS の使用を厳禁とします。

3. 【飲席・個室面談の禁止】
 選考過程における求職者等との個別での飲食、または宿泊施設・個室空間での面談は一切禁止します。

第 6 条（相談窓口および被害発生時の対応）

1. 【相談窓口の設置】
 求職者等からの相談を受け付ける専用の相談窓口を設置し、採用案内書等に明記します。
2. 【迅速・公正な事実調査】
 相談・申出を受けた場合、相談窓口担当者は相談者の意向を尊重しつつ、速やかに客観的な事実確認を行います。
3. 【厳正な処分】
 ハラスメントの事実が確認された場合、行為者に対して厳正な措置を講じます。
4. 【被害者の救済】
 被害者に対しては、誠実な謝罪を行うとともに、選考過程での不当な評価の是正や再面接の機会付与等、必要な是正措置を講じます。

第 7 条（プライバシーの保護と不利益取り扱いの禁止）

1. 相談窓口担当者および調査関係者は、相談者および行為者のプライバシーを厳格に保護し、職務上知り得た秘密を厳守します。
2. 求職者等がハラスメントの相談を行ったこと、または事実関係の確認に協力したことを理由として、選考の採否等において一切の不利益な取り扱いを行いません。

【相談・苦情受付窓口】
（求職者等向けハラスメント相談窓口）
しのざき社会保険労務士事務所（登録番号 第 40090048 号）
特定社会保険労務士　篠﨑　隆一
受付時間（平日のみ）；午前 9：00～12：00　午後 13：00～17：00
電話番号：092-405-0502
メール：sr-shinozaki@ktf.biglobe.ne.jp

（付則）
本方針は、令和 8 年 10 月 1 日より施行します。